

春日井市行政運営基本方針

2019年2月

<目次>

1	これまでの行政改革	1
2	行政運営基本方針の概要	
	(1) 位置づけ	2
	(2) 方向性	3
3	取組	
	(1) 人材育成	4
	(2) 組織強化	5
	(3) 働き方改革	6
4	推進体制	
	(1) 取組の所管	8
	(2) 職員の取組	8
5	成果の捕捉	9
6	方針の改定	9
	全体像	10

1 これまでの行政改革

行政改革については、市民サービスの向上と行政の効率化の観点から、昭和60年度から5次にわたって取り組んでまいりました。特に第5次行政改革では、整理・削減に加え、各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政運営の確実な継続を目的として、人材改革・組織改革・財政改革の3つの改革に取り組みました。

大綱（推進期間）	視点等
第1次行政改革大綱（昭和60～平成元年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政組織の簡素合理化 ■ 定員管理の適正化 ■ 補助金の見直し など
第2次行政改革大綱（平成8～11年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行財政環境の変化への対応 ■ 行政運営の簡素効率化 ■ 行政と市民の役割分担
第3次行政改革大綱（平成12～15年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健全な行政運営の確保と評価システムの確立 ■ スリムで効率的な行政体制の確立 ■ 新たな時代に対応した行政システムの構築
第4次行政改革大綱（平成17～21年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材の育成及び行政体制の整備 ■ 行政運営システムの見直し ■ 企業経営的意識を持った財政運営
第5次行政改革大綱（平成27～29年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材改革…職員の意識改革と職場環境の改善 ■ 組織改革…今後の行政需要に対応した組織体制の整備 ■ 財政改革…健全な財政運営の維持

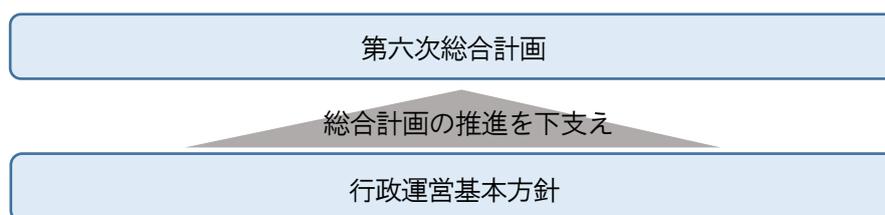
2 行政運営基本方針の概要

(1) 位置づけ

これまでの5次にわたる行政改革において、時代の要請に応じた改革を行い、一定の成果を得てきました。

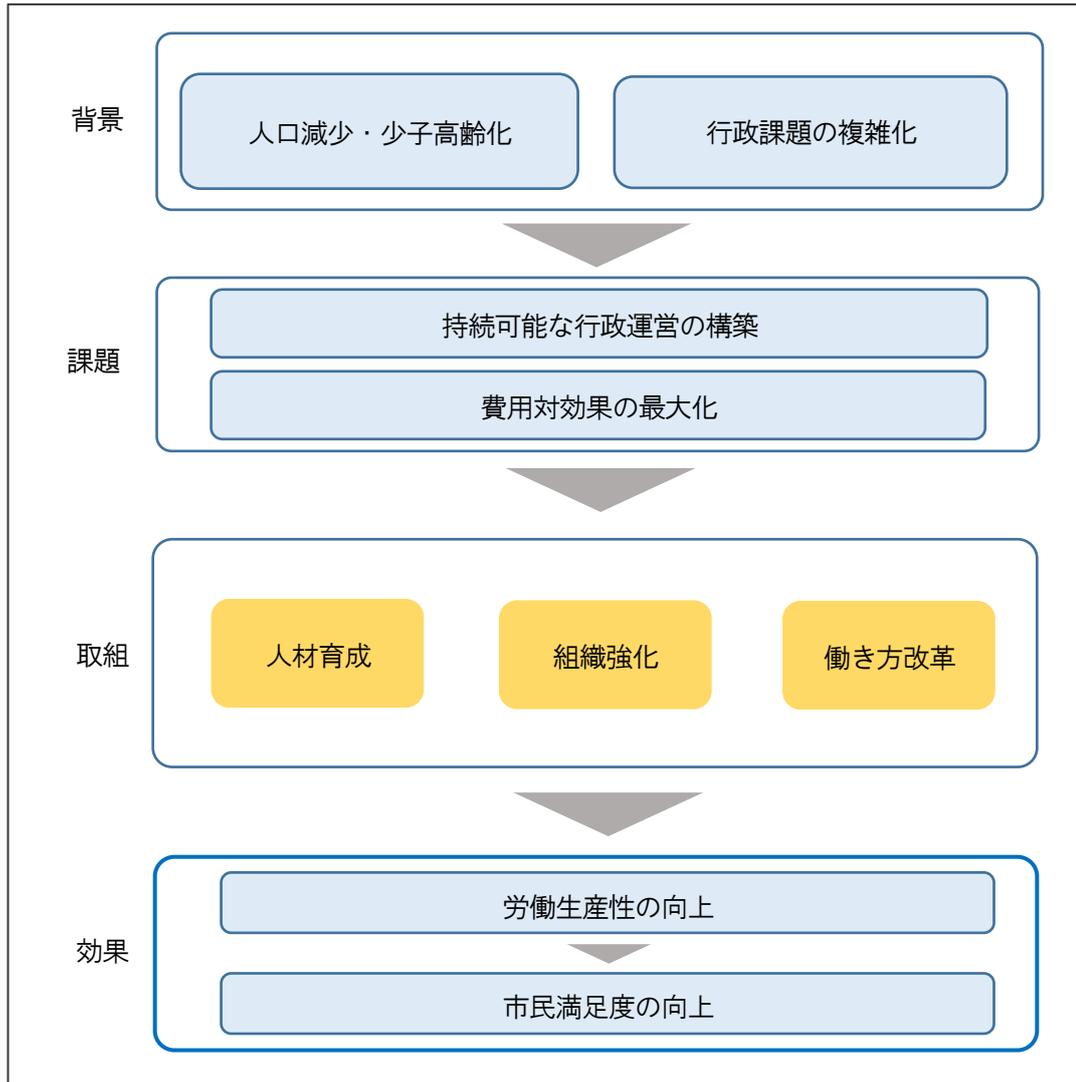
今後は、これらの改革の成果を活かしながら、限られた資源を最大限に活用し、さらなる行政機能の向上を図る必要があります。こうした観点から第6次行政改革大綱の策定に着手しましたが、検討の結果、改革的視点よりも行政運営の視点に重きを置き、本市の長期的な行政運営の方向性を定める指針として位置付けることとしました。

行政運営基本方針は、第六次総合計画に基づく施策の効果的推進に向けて、総合計画を下支えする重要な役割を果たします。



(2) 方向性

人口減少や少子高齢化の一層の進行とともに、行政課題の複雑化が予測されます。このような中で、限られた資源を有効活用し、費用対効果の最大化をめざして常に市民満足度の向上に取り組むとともに、持続可能な行政運営を行うために、人材、組織、働き方の3つの観点から労働生産性の向上に向けた方針を示すものです。



3 取組

(1) 人材育成

これからの行政を担う職員には、これまで以上に高度な知識と能力が求められます。研修などを通じて一人ひとりの能力の向上を図ります。

【具体的取組】

- ア 職員の能力開発の推進
- イ 職員の意識改革の推進

ア 職員の能力開発の推進

創造力、政策立案能力など、自治体職員としての基礎能力の向上を図るとともに、職場において主体的かつ持続的に能力向上を目指す風土づくりを推進します。また、職員が必要な知識と技能を修得し、実務能力を向上させるため、経験豊富な職員から知識や技術の伝承を受ける仕組みの構築を図ります。

イ 職員の意識改革の推進

春日井市職員人材育成基本方針に基づき、市民感覚、経営感覚、チャレンジ精神などを備え、時代に即した「目指す職員像」に向かって、職員の意識改革を進めます。

(2) 組織強化

市民ニーズは多様化しており、あわせて、行政課題も高度化・複雑化しています。こうした状況に適切に対応する組織の構築に取り組みます。

【具体的取組】

- ア 機能的な組織体制の整備
- イ コンプライアンスの体制強化

ア 機能的な組織体制の整備

今後の地方分権の進展により、市が取り組むべき行政事務の範囲も拡大することが予測されます。部や課などの既存の枠に捉われない組織横断的な連携や、業務が集中する一定期間における柔軟な人員配置を推進するとともに、大学や民間企業などの「民間の発想」を積極的に取り入れるなど、多様な主体との連携に取り組みます。

イ コンプライアンスの体制強化

行政は、市民の信頼のもとに成り立っており、その信頼を維持するためには、事務処理を適正に行うことが求められます。一方で、行政事務は複雑化していることから、不適正な事務が発生する恐れがこれまで以上に高くなっており、より一層のリスク管理が必要となります。そこで、内部統制制度を実施し、行政サービスを安定的に提供し、行政活動の信頼性を確保します。

(3) 働き方改革

人口減少社会の到来による労働力人口の減少や長時間労働による健康への影響が懸念される中、市においても限られた人員や労働時間のもとで市民サービスの質の向上を図る必要があります。職員の働き方を見直すに当たり、事業点検や業務分析により現状と課題を明確にした上で、デジタル技術を積極的に活用します。

【具体的取組】

- ア 事業点検・業務分析
- イ デジタル技術の活用促進
- ウ 民間活力の活用
- エ ワーク・ライフ・バランスの推進
- オ 職場環境の改善

ア 事業点検・業務分析

働き方の見直しに当たり、限られた資源を有効活用する観点から、事業や業務の現状と課題を明確にする必要があります。事業点検や業務分析を通して、課題解決に向けた基礎情報を整理し、必要な対策を検討するプロセスを構築するとともに、作業の標準化をめざします。

イ デジタル技術の活用促進

定例的な業務や単純作業については、デジタル技術を活用した機械化や電算化による一括処理により、作業時間を短縮することが期待できます。業務分析の結果を踏まえ、デジタル技術について、その特性を十分に把握した上で積極的に活用し、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

ウ 民間活力の活用

専門的知見や技術を要する業務については、専門事業者のノウハウを活用することが効率的な働き方につながります。業務分析の結果を踏まえ、民間事業者に業務を委託するなど、民間活力の活用を図ります。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、職責を果たす一方で、生活スタイルに合わせた余暇の過ごし方や育児・介護・地域活動への参加を通じ、仕事と生活の調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識をすべての職場に浸透させます。

オ 職場環境の改善

安全衛生の観点から、労働災害の防止や職員の心身が健康な状態を保つよう留意し、また、性別や障がいの有無などに関係なく、あらゆる職員が働きやすいと感じる環境づくりに努めます。

4 推進体制

(1) 取組の所管

各取組の対象は全庁とし、所管部は、次のとおりとします。

	具体的取組	所管部
人材育成	ア 職員の能力開発の推進	総務部
	イ 職員の意識改革の推進	
組織強化	ア 機能的な組織体制の整備	総務部 企画政策部
	イ コンプライアンスの体制強化	総務部 財政部
働き方改革	ア 事業点検・業務分析	企画政策部 総務部
	イ デジタル技術の活用促進	企画政策部
	ウ 民間活力の活用	総務部 財政部
	エ ワーク・ライフ・バランスの推進 オ 職場環境の改善	総務部

組織体制やコンプライアンス体制については、国や県、他市町の先進事例を研究し、総務課と人事課が中心となり、必要に応じて、的確な組織体制の検討を行います。

デジタル技術の活用については、労働生産性及び市民満足度の向上の観点から、既存の事務事業の改善をめざすことが重要です。デジタル推進課を中心に、事務事業を所管する各部署との連携により、現状にとらわれず、柔軟な視点に立ったゼロベースでの見直しに取り組みます。

(2) 職員の取組

行政運営基本方針に掲げる取組を確実に推進するためには、職員一人ひとりがこの方針の意義を理解し、組織全体で向き合うことが必要です。

まず、職員研修や人事評価制度、施策点検・事業点検など、既存の仕組みをしっかりと理解し、これらに真摯に取り組むことから始めなければなりません。特に人材育

成については、各部署での取組が中心となることから、管理職員が重要な推進役となります。管理職員にあつては、自らの研鑽に加え、課員に研修の受講を促すなど、それぞれの職場において、課員が学びやすい環境を構築することが求められます。また、組織目標や個人目標の設定においては、この方針を常に意識し、目標の実現に向けた適切な指導や助言を行うことが必要です。

5 成果の捕捉

行政運営基本方針に係る取組の成果については、次に掲げる制度等を活用し、各部署や職員個人の実績を把握・整理し、検証するとともに、外部有識者の意見を聴き、その後の運営に活かすものとします。

制度等	活用の視点
部運営方針	総合計画推進のための重点取組の設定等
人事評価制度	課の使命を踏まえた個人目標の設定等
研修制度	政策形成実践研修等
業務改善運動	職員提案、プロジェクト活動等
内部統制制度	リスクの識別及び対応策の共有

6 方針の改定

行政運営基本方針は、取組の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて改定します。

【全体像】

